

## 病院協会による保健公社案



(アメリカ)

### ペーロップ委員会の性格・課題

アメリカ病院協会の特別委員会、通称ペーロップ委員会の1年越しの討論が実り、昨年末に報告書が理事会に提出された。この委員会は、正式には「保健サービス提供にかんする特別委員会」とよばれるものである。1969年2月にアメリカ病院協会評議会承認の「保健施設・サービス財政対策にかんするステートメント」が出された。これに付随して、保健施設の経済的対価支払問題だけでなく、保健サービスのシステムについての検討と提案とが要望され、それがペーロップ委員会にゆだねられたのである。

委員会への課題の一つは、保健サービスのより効果的な発揮のためにいかなる制度改善

がなされるべきか、であり、第2には、医業のための最も効果的組織は何なのか、であった。さらに、保健の質の評価サービス実施にもなるとられるべき促進策と統制のありかた、などの課題が課せられた。

委員会は、アメリカ病院協会の常任理事のほか、病院の管理者、理事長らによって構成され、作業としては、病院協会スタッフからの意見、資料を元にしながら、医師会、ブルー・クロス協会などの代表者からのヒアリングを行なった。

### AMERIPALN の目標

保健 Health care は、そもそも合衆国の国民全体の生れながらにしてえた法律上の権利である、という大前提にたつて、さらに次の

四つの原理がたてられる。①個人の尊厳確立と社会生活促進が保健の一つの機能であること、②国家機能はすべて国民の健康維持の保障にあること、③保健サービスは、支払能力の差、思想、信条、人種の差なく万人に提供さるべきものであること、④すべての住民がいつでもかけられるように保健制度は組織さるべきこと。この原則にもとづいて、現にある保健諸施設の統一的運動をはかる制度を、AMERIPLAN と呼称する。

目標は次のように設定される。①無医地区をなくす、②保健専門家による活動、③資力によって受診を左右されない、④児童に対する予防、治療サービス優先、⑤包括的保健の提供、初療、専門ケア、回復ケア、機能保全ケアの包括化、等々である。

### 保健公社

AMERIPLAN に盛り込まれた目標を地域で実現するための組織が保健公社である。法制化は連邦レベルで必要だが、管理ならびに保健提供は州ないし地方レベルで行われる。保健公社の性格は次の通りである。①包括ケア提供

の母体，②地域内全住民サービスをする組織，③内科医らによる適正医療の提供，④公平な評価をする組織，⑤ヘルスマンパワーの養成，訓練，⑥地域内資源の経済的利用をうながす組織であること，等である。

保健公社は，地方組織であって，保健施設の開設者や医師らによって構成される。診療報酬は，出来高払いプラス俸給制の混合的な方式で支払われるものである。すべての内科医はいずれか一つの保健公社と契約することのぞましい。グループ・プラクティスとの連けいは大いにのぞむところである。

### 保健サービスの給付

AMERIPLANは現在ある公的ならびに私的な給付を包含し，しかもメデケア・メデケイドなどは吸収していくものであり，次の三つの給付を用意する。①健康保持・難病対策のための給付：財政連邦負担，低所得・貧困者対象，②基準給付：前払い制度・私的保険からの支払い，内科医サービスと急性患者への病院サービス中心，③付加給付：追加支払・追加負担者への特別給付。

The Perloff Committee, *hospitals*, Vol. 44, No. 24, Dec. 1970, pp. 39-52.

(前田信雄 国立公衆衛生院)

社会保険の保険者が憲法の構造の中においていかなる地位を占めるかの問題は，三つの異なった局面に関係する。まず第1に，社会保険の保険者が，単に法律上 *gesetzlich* だけでなく，憲法上 *verfassungsrechtlich* の保証をも，その自治権 *Selbstverwaltungsrecht* に関して主張できるか否かの問題がある。さらに，基本法GG第87条第2項（管轄区域が1ランドの領域外におよぶ社会保険の保険者は，連邦直属の公法上の団体として運営される）から発する問題，すなわち，憲法レベルにおける社会保険の保険者の組織法上の地位にかかわる問題がある。ここでは，基本法の基本権の規定にもとづいて，社会保険の保険者が国に対して憲法上の地位を有するか否か，またいかなる程度で有するか，を検討する。

この問題は，一般に公法人への基本権の適用というより広い問題領域に属することになる。公法人が基本権の保護を受けるか否か，またいかなる範囲で受けるか，従来から議論されてきた。この問題に関しては，学説は肯定するものが多い。しかし，連邦憲法裁判所 *B Verf G* は，あるラント保険事務所 *Land-*

## 保険者の憲法上の地位



(西ドイツ)

本稿は，公法人である社会保険の保険者が基本法に規定する基本権を享有しうる法律上の能力について，Ruhr-Universität Bochum・

Friedrich Emil Schnapp が論じたものである。以下，その概要を紹介する。